

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年6月7日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の健康長寿部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 老人保護施設措置費自己負担金収入状況（長寿生きがい課）
- 老人園芸ひろば協力金収入状況（長寿生きがい課）
- 休日急病診療所使用料収入状況（健康づくり推進課）
- 介護保険料収入状況（介護保険課）
- 介護保険給付費返還金収入状況（介護保険課）
- 委託料支出状況（長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課）
- 賃借料支出状況（長寿生きがい課）
- 補助金支出状況（長寿生きがい課、健康づくり推進課、介護保険課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部長寿生きがい課、健康づくり推進課及び介護保険課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年2月1日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年3月18日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

1 長寿生きがい課

(1) 老人保護施設措置費自己負担金収入状況について

滞納者に対し督促状が送付されていない事例がある等、対応の不備が見受けられた。滞納整理事務マニュアルを速やかに整備され、債権の適正な管理に努められたい。

(2) 老人園芸ひろば協力金収入状況について

滞納者に対し督促状が送付されていない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(3) 委託料支出状況について

施設の指定管理業務に関する基本協定書において、各種条例の条文の引用に齟齬が見受けられた。また、仕様書に記載された業務内容に見直しの余地が見受けられた。速やかに見直されたい。

(4) 賃借料支出状況について

適正に処理されていた。

(5) 補助金支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

2 健康づくり推進課

(1) 休日急病診療所使用料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、平成30年度の前回定期監査において、宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられたと指摘した点については改善されていた。(当時の所管は健康生きがい課)

3 介護保険課

(1) 介護保険料収入状況について

滞納整理事務マニュアルに準ずるものがあるものの、その内容は不十分であるため、見直しを求める。

(2) 介護保険給付費返還金収入状況について

おおむね適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

(4) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

なお、前回定期監査において、支出負担行為等の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。